書面による計算報告

免責許可申立てに関する意見申述期間

特別清算開始

令和７年（ヒ）第３００３号
東京都港区虎ノ門２丁目１０番１号弁護士法人内田・鮫島法律事務所内
（申立時の本店）神奈川県川崎市川崎区殿町３丁目２５番２２号
清算株式会社　株式会社ナレッジパレット
代表清算人　　永島太郎
１　決定年月日　令和８年７月１７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

令和８年（ヒ）第３００３号
川崎市多摩区登戸３４８番地
清算株式会社　株式会社稲穂
代表清算人　　森満治
１　決定年月日　令和８年７月１７日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
横浜地方裁判所川崎支部民事部

令和８年（ヒ）第２０４２号
東京都千代田区麹町四丁目３番29号ＶＯＲＴ紀尾井坂６階
清算株式会社　ジーオー株式会社
代表清算人　荻原光太郎
１　決定年月日　令和８年７月23日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
東京地方裁判所民事第２０部

令和８年（ヒ）第２００２号
青森県八戸市大字寺横町１３番地
清算株式会社　株式会社新教育センター
代表清算人　細越　悦子
１　決定年月日　令和８年７月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
青森地方裁判所八戸支部

令和８年（ヒ）第１００４号
広島市安佐南区緑井六丁目１０番９号
清算株式会社　広発工業株式会社
代表清算人　村上知史
１　決定年月日　令和８年７月２３日
２　主文　清算株式会社につき特別清算の開始を命ずる。
広島地方裁判所民事第４部

令和８年（ヒ）第１０号
静岡県浜松市中央区小豆餅三丁目１６番１６号
清算株式会社　株式会社林鐵治商店
代表清算人　林　大介
１　決定年月日　令和８年７月２２日
２　主文　清算株式会社につき、特別清算の開始を命ずる。
静岡地方裁判所浜松支部民事部

特別清算協定認可

令和８年（ヒ）第１００６号
名古屋市熱田区沢上１丁目２番１２号
清算株式会社　　株式会社ハウジングアート
代表清算人　　丹羽圭樹（木全圭樹）
１　決定年月日　令和８年７月２３日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　清算株式会社は、協定債権者に対し、本協定の認可の決定が確定した日から１か月以内に三菱ＵＦＪ銀行新瑞橋支店の普通預金口座の残額から必要な費用（清算確定申告費用１１万円を含む）を控除した金額を弁済する。
２　前項の弁済は、協定債権者の指定する金融機関の口座に振込送金する方法で支払う。ただし、振込手数料は清算株式会社の負担とする。
３　協定債権者は、第１項の弁済を受けたときは、清算株式会社に対し、協定債権の総額から弁済額を控除した残額について、その債務を全部免除する。
４　清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社はこれを速やかに換価し、協定債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を弁済する。この場合において、協定債権者が第３項により行った債務の免除は、弁済された金額の限度において効力を失うものとする。
以上
名古屋地方裁判所民事第２部

令和８年（ヒ）第１号
愛媛県松山市西垣生町1184番地６
清算株式会社　株式会社ファミリーケア
代表清算人　西原　温子
１　決定年月日　令和８年７月24日
２　主文　次の協定を認可する。
協定
１　定義
本協定案において、別紙の表に記載の債権者を協定債権者とする。
２　協定債権の免除
各協定債権者は、清算株式会社に対し、本協定の認可の決定が確定した日に、各協定債権（特別清算開始決定の前後を問わず、一切の利息債権・遅延損害金請求権等付随する債権を含む。）の全額につき、その債務を免除する。
３　新たな財産が発見された場合の取扱い
前記２記載の協定債権の免除後、清算株式会社に新たな財産が発見された場合であって、当該財産が換価可能であり、かつ、換価により弁済原資が発生すると認められるときには、清算株式会社は、これを速やかに換価し、換価代金から必要な費用を控除した残額を各協定債権額の割合に応じて按分して弁済する。この場合、前記２に基づく債務免除の効力は、当該弁済額の範囲で遡って失われるものとする。
４　共益的債権及び優先債権の取り扱い
特別清算手続その他清算業務を遂行するために必要な費用等の共益的な債権、国税徴収法又はその例により徴収することができる債権及び裁判所から支払いの許可を受けた債権は、随時全額を弁済する。
（別紙省略）
以上
松山地方裁判所民事部